

刈谷労働基準監督署からのお知らせ

刈谷市若松町1丁目46番地1 刈谷合同庁舎3階 ☎0566(21)4885

刈谷署 お知らせ

検索

□ 刈谷署管内の労働災害発生状況(労働者死傷病報告書受付状況)

概況:

<平成29年中に発生した労働災害の発生件数>

(4月末時点)

業種	今月件数	累計	対前年増減数	業種	今月件数	累計	対前年増減数
製造業計	13	46 (1)	-9 +1	建設業計	1	7 (1)	±0 +1
食料品	2	7	+4	土木			-1
繊維		2	+1	建築	1	5 (1)	-1 +1
木材・木製品	1	1	+1	その他		2	+2
製紙・印刷		1	+1	交通・運輸業	5	16	+5
化学	1	9 (1)	+4 +1	陸上貨物業	1	1	+1
窯業・土石	1	3	-6	港湾荷役業			
鉄鋼・非鉄	2	4	-4	商業	4	15	-7
金属製品	5	9	-4	接客・娯楽業		4	-1
一般機械		1	-2	清掃業	4	6	+5
電気機械		1	-1				
輸送用機械	1	7	-2	上記以外	2	11	-4
その他製造		1	-1	合計	30	106 (2)	-10 +2

※ 本当計は、平成29年4月末までに受け付けた労働者死傷病報告(休業4日以上)の件数を集計したものです。

※ ()内は死亡者数を内数で表しています。

コメント

12次防の期間中3年連続して減少してきた労働災害の発生件数は、平成28年に入ってから増加の一途を辿り、平成27年を大きく上回る**455件**となり、災害の増加数・増加率は、**愛知労働局管内14署の中で最悪**となっています。

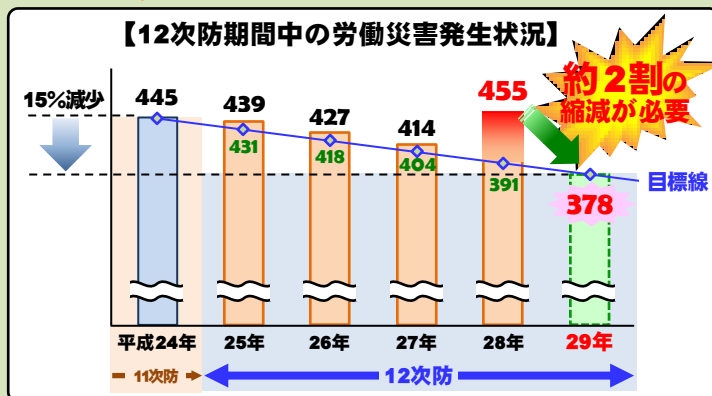
今年の状況は上の表にあるように対前年比で10件の減少となっていますが、比較対象である前年(平成28年)は前述のとおり災害が大幅に増加した年であり、災害件数を年間**378件**とする**12次防の目標達成に向けて**は、現時点の**倍以上災害を縮減**していかなければならない状況です。

また、今年に入ってから、**建設業**の解体現場において、**墜落**による**死亡災害**が発生するなど、これまで労働災害防止対策を重点的に行ってきた箇所においても災害が発生しており、各事業場においては、**労働災害防止対策のより一層の取組が必要**です。

今年**は12次防の最終年**です。「**はさまれ・巻き込まれ**」災害、「**墜落・転落**」災害などの重篤な災害だけでなく、「**転倒**」災害を始めとするさまざまな災害に対する防止対策を徹底していただくをお願いします。

製造業や建設業などの危険作業を行っている場所だけで災害が起こっているのではありません。災害は、**いつ・どこで・誰に**起こるかわかりません。**あなたのその作業、安全ですか? 『安全第一』が形骸化していませんか? 本当に安全第一になっていますか?** 今一度、確認しましょう。

今年**は12次防の最終年**です。
一丸となって**目標を達成**しましょう。



刈谷署管内事業場の底力を見せましょう!!

災害ゼロは実現できる!

□ 今月のトピックス

☆ 『無期転換ルール』、平成30年4月から無期労働契約への転換申込みが本格化します。

労働契約法が改正されたことにより、有期労働契約が反復更新されて**通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより**、期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換できることとなりました。これが「無期転換ルール」です。一部の例外を除いて、**平成30年4月1日以降**に効力が発生いたします。それまでに対応していただく必要がありますので、未対応の企業におかれましては、早急な対応をお願いします。詳しくは、**愛知労働局雇用環境・均等部指導課**(052-219-5509)までお問い合わせください。

厚生労働省では、無期転換ルールの概要や無期転換のメリットなどを掲載したポータルサイトも開設しています。

詳細は、[こちら](http://muki.mhlw.go.jp/) <http://muki.mhlw.go.jp/>

無期転換サイト

検索

無期転換ルールを避けることを目的として、無期転換申込権が発生する前に雇止めをすることは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではありません。また、有期労働契約の満了前に使用者が更新年限や更新回数の上限などを一方的に設けたとしても、雇止めをすることは許されない場合もありますので、慎重な対応が必要です。

☆ 『STOP！熱中症 クールワークキャンペーン』を実施しています！

熱中症による死傷者数は年間400人にも上り、死亡者はここ5年間で**100人を超える**状況となっていることから、厚生労働省としましては、熱中症を12次防における健康確保・職業性疾病対策の重点の一つとして掲げ、その防止に取り組んでいるところです。12次防の最終年となる平成29年においては、熱中症による死亡災害ゼロを目指し、**5月から9月の期間**において、事業場における責任体制の確立を含めた熱中症予防対策の徹底を図ることを目的とし、『**STOP！熱中症 クールワークキャンペーン**』を展開しています。

職場における熱中症を予防するためには、単に個々の労働者に水分・塩分の摂取を呼びかけるだけでなく、事業場として、予防管理者の選任などの**管理体制の確立**、**WBGT値(暑さ指数)の測定結果**に基づく、**熱への順化期間の確保**、**作業場所のWBGT値の低減**、**休憩時間の確保**、**熱中症の発症に影響を及ぼす疾病を有する労働者への配慮**などの対策を確実に、そして早期に講じましょう。

クールワーク

検索

☆ 「職場意識改善助成金」に『勤務間インターバルコース』が新設されました！

平成29年3月28日に策定された「働き方改革実行計画」において、労働者の生活時間を確保し、健康な生活を送ることができるよう、**勤務間インターバル制度**の導入についての環境整備を行うとの方向性が示されました。

厚生労働省では、**勤務間インターバル制度を導入する中小企業への助成金の活用**や導入企業の制度内容、導入経緯、その効果等の**好事例の周知**を通じて、この取組を推進していきます。この制度を活用し、過重労働の防止・長時間労働の抑制に取り組んで、**働き方改革**につなげましょう！特設サイトは、[こちら](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/jikan/interval/index.html)

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/jikan/interval/index.html

勤務間インターバル

検索

☆ 『アルバイトの労働条件を確かめよう！』キャンペーンを実施しています！

厚生労働省では、全国の大学生などを対象に、アルバイトを始める前に労働条件の確認を促すことなどを目的とした「**アルバイトの労働条件を確かめよう！**」キャンペーンを**4月から7月までの間**、実施しています。

学生がアルバイトをする際、事業主の労働基準法違反などにより、さまざまなトラブルに巻き込まれることがあります。厚生労働省では学生アルバイトの労働条件の確保のため、関係法令の周知・啓発や監督指導等に取り組んでいますが、これらのトラブルの中には、学生が必要な知識を持って

いれば簡単に避けられるものも少なくありません。また、労働法等の知識は学生の皆さんが就職するときに役立ちます。詳細は、[こちら](http://www.check-roudou.mhlw.go.jp/)

確かめよう労働条件

検索

確かめよう！
労働条件。



「たしかめたん」

アルバイトのトラブルで困ったときは、

○ フリーダイヤルで相談したいとき

労働条件相談ホットライン 0120-811-610

はい！ ろうどう
にご連絡ください。

【月・火・水・金：午後5時～午後10時
土・日：午前10時～午後5時】

○ 行政機関に相談したいとき

お近くの**労働基準監督署**や**総合労働相談コーナー**にご連絡ください。

(平日午前8時30分～午後5時15分)